

令和8年度 第1回

藤沢市廃棄物減量等推進審議会

2026年（令和8年）5月26日（火）

藤沢市環境部環境総務課

午後1時58分 開会

1 第1回藤沢市廃棄物減量等推進審議会

○若宮参事 定刻に少しお時間がある中ですが、皆さんそろわれましたので、ただいまより令和8年度第1回審議会を始めさせていただきますと思います。

本日はご多用のところ、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

私は本日の司会進行を務めさせていただきます環境総務課の若宮と申します。よろしくお願いいたします。

まず、本審議会の委員数は、「藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」に基づき、20名で組織させていただいております。また、「藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則」により、本審議会の開催要件は委員の過半数の出席が必要となっております。本日は出席が11名となっておりますので、審議会の開催要件を満たしていることをご報告させていただきます。

また、本日は9人の委員の方がご欠席されておりますが、6名の方から委任状をいただいております。ご本人にかわり、会長が議決権を行使いたしますので、ご承知おきいただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、傍聴を希望される方はいらっしゃいませんでしたので、あわせて報告をさせていただきます。

また、この審議会の会議録につきましては、「藤沢市審議会等の会議の公開に関する要綱」に基づきまして、閲覧に供される形になりますので、ご承知おきくださいますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の会議の資料の確認をさせていただきます。

まず、本日、机の上に置かせていただきました当日配布資料の確認をさせていただきます。「次第」、本日の「座席表」、「名簿」、名簿の裏面に職員の名前が記載されております。次に、本日の議題イで使用いたします「一般廃棄物処理手数料の見直しについて」でございます。こちらは審議終了後、事務局で回収をさせていただきます。次に、昨年度審議させていただき、完成いたしました成果物となります「藤沢市災害廃棄物処理計画」、「市民向け災害時のごみの出し方ハンドブック」の2点となります。以上、6点を置かせていただいております。

続きまして、事前に郵便でお送りいたしております資料の確認をさせていただきます。資料1「藤沢市一般廃棄物処理基本計画の進行管理状況等について」、資料2「一般廃棄物処理基本計画の改定のポイントについて」の2点でございます。以上が事前に郵送でお送りいたしましたものになります。

予備がございますので、もし本日持ってこられていない方は、ここで申し出ていただきますよう

お願いいたします。——よろしいでしょうか。

では、新年度になりまして、事務局のほうも一部職員がかわりましたので、ご挨拶をさせていただきます。

○古澤部長 改めまして、こんにちは。この4月から環境部長を拝命いたしました古澤と申します。実は私は令和6年度、一昨年度まで環境総務課におりましたので、1年ぶりの環境部となります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○若宮参事 私が今回、環境総務課の課長を拝命いたしました若宮と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

○山口センター長 環境事業センター、センター長の山口でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○幸田主幹 環境総務課主幹の幸田です。よろしくをお願いいたします。

○三橋主幹 下水道計画業務課の三橋と申します。よろしくお願ひします。

○福島所長補佐 石名坂環境事業所の所長補佐の福島です。よろしくお願ひします。

○小林上級主査 環境総務課の上級主査の小林と申します。よろしくお願ひいたします。

○若宮参事 今年度は一般廃棄物処理計画を改定いたしますので、計画改定業務の受託者でございます中日本建設コンサルタント株式会社の担当者が本日同席しておりますので、ご紹介をさせていただきます。

まず、担当技術者の山田様です。

○受託業者（山田） 山田です。よろしくお願ひいたします。

○若宮参事 続きまして、業務担当者の那須様です。

○受託業者（那須） よろしくお願ひいたします。

○若宮参事 それでは、次第に沿いまして議事を進行させていただきます。

条例規則によりまして、審議会の議長には会長が当たることとなっておりますので、横田会長に議事進行をお願いしたいと存じます。横田会長、よろしくお願ひいたします。

（1）議題

ア 藤沢市一般廃棄物処理基本計画の進行管理状況等について

○横田会長 それでは、議事次第に従いまして進めさせていただきます。

まず、議題ア「藤沢市一般廃棄物処理基本計画の進行管理状況等について」、事務局から説明をお願いいたします。

○菊地課長補佐 環境総務課の菊地と申します。昨年度から引き続きよろしくお願ひいたします。

「藤沢市一般廃棄物処理基本計画の進行管理状況等について」、私からご説明させていただきます。

す。

まず、事前に配布している資料1をご覧くださいと思います。前のモニターにも映しております。前のモニターはカラーになりますので、場合によってはそちらをご覧くださいいただくほうが、もしかしたら見やすいかもしれません。資料とあわせてご覧くださいと思います。

(スライド1)

「藤沢市一般廃棄物処理基本計画の進行管理状況等について」ですが、これは一般廃棄物処理基本計画で設定している目標や施策の達成状況を把握しまして、指標に基づく評価をしているものになります。

(スライド2)

まず初めに、一般廃棄物処理基本計画について簡単にご説明をさせていただきたいと思います。この計画は廃棄物処理法第6条第1項に規定されているもので、市が定めなければいけない法定計画になります。

赤枠で囲っている部分ですが、こちらで定めているものは、一般廃棄物の減量化や資源化、適正な処理を推進するための基本的な方針、また、区域内における食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針となり、目標を10年先に置いて、おおむね5年ごとに改定している計画です。

(スライド3)

次に、おさらいになるのですが、廃棄物には家庭系のごみと事業系のごみがございます。家庭系のごみは一般家庭から出されるもので、家庭系一般廃棄物と呼んでおります。事業系ごみは家庭から出るごみ以外の全てのごみのことで、生ごみや紙くずなど、産業廃棄物以外のものを事業系一般廃棄物と呼び、廃プラスチック類など、廃棄物処理法で定める20品目を産業廃棄物と呼んでおります。このように廃棄物は「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分されております。

(スライド4)

このうち、藤沢市が対象としているごみは、赤丸がついている「一般廃棄物」に該当するものになります。今日お話しさせていただくのは、この一般廃棄物である家庭系のごみと、事業系のごみのうち、事業系一般廃棄物に当たるものになります。計画ではこちらに関する方針を定めておりますので、その排出の状況や目標の達成状況などについてご説明をさせていただきます。

(スライド5)

今日お話しさせていただく内容ですが、大きく3つございます。1つ目は、ごみ排出量の状況についてです。こちらは現時点での令和7年度の速報値をご報告させていただきます。2つ目としまして、現行の計画で定めている目標に対する達成状況についてのご説明です。3つ目が、計画で定めている各種施策の達成状況についてご説明をさせていただく予定です。

(スライド6)

まず最初に、ごみ排出量の状況についてご説明をさせていただきます。

(スライド7)

ごみ排出量の状況についてです。前の画面ですと色がついているんですが、グラフの青色の網掛け部分が事業系のごみ、白色の部分が家庭系ごみの量をあらわしております。令和7年度は家庭系と事業系を合わせて、ごみの総排出量は11万8204トンでした。令和6年度と比較しますと、約3000トン近く減少しているような状況です。家庭系は、コロナの影響で、令和2年度に排出量が少し増加いたしました。その後は減少傾向になっている状況です。事業系は、コロナの影響で、令和2年度に約5000トン近く減少しまして、令和4年度には少し増加しましたが、それ以降は減少しているような状況になっております。ごみ量が減少している要因としましては、事業所や家庭での減量意識が向上していることや、令和6年度・令和7年度と人口が減っていることが背景としてあるのではないかと考えております。

(スライド8)

次に、1人1日当たりのごみ排出量で見ますと、こちらも年々減少しているような状況です。令和6年度の実績で、一番上の「ごみ排出量」が747グラムとなっているのですが、神奈川県内ですと、33市町村ありますが、人口1人当たりのごみ排出量が藤沢市は9番目に少ないという実績になっております。9番目より前の1から8番目のところは、ほとんどが藤沢市よりも人口が少ないところなので、藤沢市の人口規模で9位というのは、皆様のご協力のおかげで排出の削減が進んでいるのではないかと考えております。

(スライド9)

昨年度、リサイクルプラザ藤沢での火災がありまして、通常の処理とは違う処理を行っておりますので、そちらについて先にご説明をさせていただければと思います。

まず、昨年9月4日にリサイクルプラザ藤沢で火災があったことから、不燃ごみについて通常の処理とは異なる対応をいたしました。

上の部分が通常の処理です。通常は、ご家庭から排出された不燃ごみについては、一旦リサイクルプラザ藤沢に搬入します。その後、破碎処理や磁選・アルミ選別を行い、破碎した残渣は可燃性残渣として、北部環境事業所で焼却をした後、その焼却灰については民間事業者で熔融資源化をしております。磁選・アルミ選別を行ったアルミ・鉄については売却をいたしました。

令和7年度、火災の影響で変わったところとしましては、皆様のご家庭から収集した不燃ごみを、まず、葛原の最終処分場の跡地に仮置きしまして、民間事業者での処理を行いました。民間事業者では、焼却処理をしたものと破碎処理をしたものがありまして、破碎処理をしたものにつきましては、また民間の施設で埋め立てをいたしましたので、資源化率とか最終処分率に影響が出ているような形になります。

(スライド 10)

もう一つ、不燃ごみのほかに、資源についても臨時的な対応を行っておりました。

通常は、皆さんのご家庭から集めた資源については、リサイクルプラザ藤沢で選別・圧縮・梱包して、容器包装リサイクル協会などに引渡しをして、資源化をしています。選別した上で不適合物になったものについては、残渣として北部環境事業所で焼却し、焼却灰については民間事業者で溶融資源化をしておりました。

令和7年度につきましては、リサイクルプラザ藤沢の機能が全て停止してしまいましたので、資源についても通常の処理ができなかったところがあります。まず、ペットボトルについては、人海戦術で選別したものを民間へ売却し、一部のペットボトルや容器包装プラスチックにつきましては、処理が間に合わないので、焼却という形をとらせていただきました。そのため、CO₂排出量等に影響が出る可能性があります。

(スライド 11)

こちらを踏まえまして、2つ目の現行計画の「目標の達成状況について」ご説明をさせていただきます。

(スライド 12)

計画で定めている目標はこちらに記載のとおりですが、「ごみ処理に関すること」については大きく5つ、「食品ロスに関すること」と「生活排水に関すること」で1つずつ目標を設定しております。

(スライド 13)

まず、目標①の「市民1人1日当たりのごみ排出量」についてです。現行計画は令和元年度を基準年度として策定しておりますので、一番左側に令和元年度の実績値を記載しております。その右隣が令和7年度の実績値です。現行計画は令和4年度から令和13年度までの10年間の計画としておりますので、一番右端の部分に目標最終年度である令和13年度の目標値、その左隣に中間目標年度の令和8年度における目標値を記載しております。市民1人1日当たりのごみ排出量で見ますと、計画最終年度の目標値を820グラムとしておりますが、令和7年度時点で730グラムとなっておりますので、目標を達成しているという状況になります。

(スライド 14)

次に、目標②の「市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」です。計画最終年度の目標値は609グラムとしておりますが、こちらも令和7年度実績で566グラムになっておりますので、目標は達成しているという状況になります。

(スライド 15)

次に、目標③の「資源化率Ⅰ」です。こちらは焼却灰を灰溶融している資源化を含まないごみ排

出量中の資源物の割合となっております。計画最終年度の目標値は、「25%を達成する」に対しまして、令和7年度では24.1%でしたので、こちらは未達成となります。

(スライド16)

「資源化率Ⅱ」になります。先ほど除いていた焼却灰を灰溶融した資源化を含めるものになります。計画最終年度の目標値が、「35%を達成」に対しまして、令和7年度は31.7%でしたので、こちらも未達成という状況になります。

(スライド17)

資源化率Ⅰと資源化率Ⅱが未達成だったことについての状況です。未達成の理由を少しご説明させていただきます。資源化率低下の要因としましては、右下に式を書いておりますが、資源化率の出し方として、ごみの総排出量から、例えばペットボトルなどの直接収集をしている資源と、あと破碎などをした後の中間処理後の資源を割り算した形で出しているんですけども、分子が小さくなれば、当然、資源化率が低下します。

現在は直接収集している例えば新聞や雑誌などが、デジタル化の進展により、収集量が減少していることとか、プラスチックごみの削減で、ペットボトルについても軽量化が図られているということで、まず直接回収の資源の量が減少していることがあります。また、令和7年度につきましては、先ほどご説明しましたが、本来であれば、不燃ごみについては破碎した後、鉄やアルミを磁選して売却をしております、中間処理後に資源化を実施しているんですけども、昨年度は施設が稼働していなかったことから、中間処理後の資源が例年よりも300トン程度少なくなっているという状況でしたので、資源化率が下がっていると考えております。

(スライド18)

次に、目標④の「最終処分率」です。最終処分率は、リサイクルされずに焼却などの処理を経て、最終的に埋立処分された重量の割合になります。計画の目標値は「0.2%以下を維持」としているんですけども、令和7年度は1.69%ということで未達成となっております。ただ、令和7年度の数字ですが、先ほどご説明しましたリサイクルプラザ藤沢の火災の影響がありまして、民間施設で不燃ごみを破碎処理して、破碎処理した残渣については埋立処理をしておりますので、1.69%となっております。

(スライド19)

もしリサイクルプラザで火災が起こらず、不燃ごみの破碎残渣を埋立処分しなかった場合、通常処理をしていた場合どうだったかということです。女坂最終処分場の埋立処理物は、現状、レンガやブロック、あとは、台風とか火災があったときの罹災ごみだけになります。そう考えると、0.06%となりまして、目標を達成している状況でしたので、火災がなければというところから考えますと、基本的には目標を達成しているような状況であると考えております。

(スライド 20)

次に、目標⑤の「事業系ごみ排出量」になります。計画最終年度の目標が3万4219トンのところ、令和7年度は2万6544トンになりますので、こちらは目標を達成している状況でございます。

(スライド 21)

次に、一般廃棄物処理システムの比較分析結果です。類型都市で比較した場合、藤沢市の状況は表示のおりとなっております。レーダーチャートで、これは画像で見ただいたほうがいいです。ちょっと見にくいんですが、五角形で赤い色がついているところが平均値になっております。ここよりも外側に飛び出している指標については、藤沢市がほかの市町村よりもすぐれていることを示しております。

これは令和6年度の実績になるのですが、五角形の右下のところの「廃棄物のうち最終処分される割合」や「廃棄物からの資源回収率」は平均よりも大きいので、すぐれていることを示しております。一方で、埋め立てをしないために、溶融資源化していることから、五角形の左下の部分とか、その上の部分で、「最終処分減量に要する費用」とか「人口一人当たり年間処理経費」は、平均よりも内側になっておりますので、若干高いといった結果になります。

(スライド 22)

次に、食品ロスの削減目標になります。食品ロスは、法律が制定された平成12年、2000年を基準年度としておりまして、SDGsの目標に合わせまして、2030年の3月末までに2000年から半減させるといった国の目標がございます。

本市の場合は、平成12年度の排出量は、左側の端の数字が実績となっております。一般廃棄物の処理基本計画の基準年度は、先ほどご説明しましたとおり令和元年度になっておりますので、平成12年度の隣に基準年度を記載しております。計画の目標年度は令和13年度になりまして、目標は4702トンとしております。令和7年度の実績で見ますと、7370トンとなっております。目標年度の数字と比べると、未達成になっているような状況です。

この図の中で、青色の部分が家庭系の食品ロスで、オレンジの部分が事業系の食品ロスの数値になります。ちょっと見づらいんですが、お写真で載せているのが、家庭系の食品ロスの部分になります。これは職員が集めてきた可燃ごみの袋を開封して組成を分析しているんですが、食べ残しのところで、冷凍の御飯が多くあったり、直接廃棄のところは、一部ですけれども、賞味期限が切れてしまったものが、そのまま捨てられていたところがあったような状況です。

(スライド 23)

事業系についてですが、計画基準年度の令和元年度と比較しますと、こちらも若干増加しているような状況です。事業系の食品ロスについては、製造業や小売業、外食産業など、業種によって食品廃棄物が出る量が違ったりしますので、焼却施設のごみピットにおける組成分析調査の結果を用

いて推計をしております。先ほどの家庭ごみは、収集した可燃ごみを職員が開封して分析しているんですけども、事業系のほうは、ごみを持ってきたときに入れるごみピットという場所があり、そこから出した調査で推計しているという違いがあります。

上の表を見ますと、食品廃棄物は令和6年度よりも減少しているんですけども、基準年度よりも増加していることがおわかりになるかと思います。事業系の食品ロスは、食品廃棄物の量に、農水省が行っている食品産業リサイクル状況等調査の調査結果である可食部の割合を乗じて算出しております。食品廃棄物の量は、焼却施設のごみピットにおける組成分析のうち、厨芥類と水分を合わせた合計量としております。

下の表で見ますと、基準年度は水分が4000トン程度だったのに対しまして、令和7年度は9000トンと約2倍になっております。これは例えばプラごみの分別とか資源化が進むことで、焼却施設に投入される廃棄物全体に対する生ごみの割合が相対的に高くなっていることから、水分が多くなってしまっているのではないかと考えております。水分の約7割が厨芥類由来とされておりますので、厨芥類自体は減少しているんですけども、食品廃棄物が増加しているような状況になっております。

(スライド24)

生活排水処理率についてです。計画最終年度の令和13年度までに生活排水処理率を97%以上にするという目標値に対しまして、令和7年度は97%となっておりますので、こちらは達成しているという状況になります。

(スライド25)

続きまして、3、一般廃棄物処理基本計画で設定している各種施策の達成状況についてです。

(スライド26)

各種施策の指標は大きく3つございます。1つ目が「3Rに関する指標」で13項目、2つ目が「カーボンニュートラルに関する指標」で3項目、3つ目が「環境美化に関する指標」で10項目ございます。指標は、施策を評価するための客観的な基準になりますので、数値的な目標ではなく、目指す方向性はどんなものかということでお示しをさせていただいております。

(スライド27)

まず、「3Rに関する指標」のうち、リデュースの指標についてです。「目指す方向性」については記載のとおりです。主に昨年度と比較して増減があるところを説明させていただきます。

まず、①の「ごみ減量推進店の認定数」です。昨年度の審議会で皆さんにご審議いただきましたが、この制度は令和7年度末で廃止することになりますので、数値には変化がないような状況になっております。

次に、③の「食品ロスの重量割合」についてです。ご家庭から排出された可燃ごみの一部を、先

ほどご説明したとおり、職員が開封して組成分析をして出している数字になるんですが、令和6年度から増加している状況です。家庭内では体調不良とか突然の予定変更などによって食事の需要が変動しやすいことから、食品ロスが減りにくいのではないかと考えております。

市では、ホームページに、環境省が作成した「7日でチャレンジ！食品ロスダイアリー」を紹介させていただいて、無自覚な食べ残しとか、廃棄の量が見える化しまして、行動変容を促す有効なツールとして環境省が作成したものをご紹介させていただいております。記録をつけることで、買い過ぎかとか、つくり過ぎの傾向に気づきやすくなりまして、結果として食品ロスの削減につながると考えております。

(スライド 28)

次に、リユースですが、①の「不用品交換制度の登録件数」については、民間の例えばメルカリなどのフリマアプリが普及したことによって、利用者が減少したことなどを受けまして、これも令和7年度末で終了となります。

これにかわるものとしまして、環境部では昨年11月末にジモティースポット藤沢辻堂店を開設しております。ジモティースポットは、不要になったけれども、まだ使えるものを地域の中で譲り合うことができる拠点になりまして、令和7年度は約85トン、令和8年度は、4月の時点で約25トンのごみ減量効果がありました。捨てる以外の選択肢としまして、リユースが当たり前になるように、この取り組みが浸透していけばいいなと期待をしているところです。

(スライド 29)

次に、リサイクルに関してですが、①の「生ごみ処理機購入補助等実績」は、昨年度よりも減少している状況です。これは昨年9月に発生したリサイクルプラザ藤沢の火災によりまして、キューロの受注を停止したことや、コンポスター環の需要が落ちついたことで、減少したと考えております。今年度はアンケート調査を実施しまして、どのような市民ニーズがあるかなどを調査しまして、今後の普及活動の参考にしていくと伺っております。

(スライド 30)

こちらもしリサイクルになります。③の「剪定枝の資源化量」は、昨年度と比較しまして、約4分の1に減っております。直接搬入の剪定枝は、令和6年度までは石名坂環境事業所で受け入れをしていたのですが、大規模工事が始まる関係で、令和7年度からリサイクルプラザ藤沢での受け入れに変更しております。そんな中、9月にリサイクルプラザでの火災があったということで、剪定枝の受け入れが停止となったことが減少の主な原因ではないかと推測をしているところです。

(スライド 31)

「カーボンニュートラルに関する指標」になります。先ほど冒頭で、昨年度の火災の影響で、やむを得ず、プラスチックを一部焼却しましたというところでご説明させていただいたんですが、結

果的には大きな影響はなかったという結果になっております。

(スライド 32)

最後に、「環境美化に関する指標」になります。③の「ゴミゼロクリーンキャンペーン」については、「実施せず」となっているのですが、昨年度は雨天のため中止でした。④の「海岸等清掃実績」につきましては、清掃回数は昨年度と同等程度だったのですが、恐らく台風などの影響がなかったことから、海岸への漂着物が少なかったことによる減少であると考えております。⑧の「施設の見学者数」についても、リサイクルプラザ藤沢の火災により受け入れを停止したことによる減少ということになります。

内容は以上となります。今回ご説明させていただいたものが現行計画の進行管理状況です。ご説明させていただいたとおり、計画目標は達成しているものが多いでございます。今年度、一般廃棄物の処理基本計画については、改定をする予定になっておりまして、これから新たな目標値などを設定して、2回目以降の審議会で皆さんにご審議をしていただく予定ですので、よろしく願いいたします。

説明は以上です。

○横田会長 事務局の菊地さんからの説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問等ありますでしょうか。

○北野委員 北野と申します。今年度もよろしく願いいたします。ご説明ありがとうございました。

一般廃棄物処理基本計画改定ということで、新しく目標値を設定していくかと思うのですが、ご説明いただいた資料の中で、具体的に言いますと、「目標の達成状況」というパワーポイントがあるかと思えます(スライド 13)。右側の2個のグラフの上に「現状推移時」という記載があります。その下に「14g削減」とあります。下側の目標値になると思うのですが、「現状推移時」というのは、どういう考え方で導き出したのか。あと、「14g削減」についても、どのような考え方で削減値を設定するのか。本日決めていくことではないのかもしれませんが、今後決めていくと思うので、ご説明をお願いしたいと思っております。

○菊地課長補佐 これは現行計画なので、令和4年度から13年度までの10年計画の目標値と記載させていただいているんですが、ここで言う「現状推移時」というのは、今の一般廃棄物処理基本計画の中に、ごみを減量していくために、どういった施策を展開していくかというのを書かせていただいております。例えば重点施策の中で、プラスチックごみ削減のためにこういったことをやっていきますとか、そういったことを記載しているのですが、それをやらなかった場合、令和元年度からの基準年度から見たときに、推計していくと、840グラムになってしまうだけけれども、この計画の中で設定している施策を展開していくことで、820グラムまで減らせるでしょうというような推計を立てて出しております。

なので、この後、令和9年度から18年度までのまた新たな10年間の計画を立てるときには、今もう目標を達成しているところがあります。そういった減少傾向の将来推計を立てていく中で、10年後、どの程度ごみが減量できるのかとか、例えばまた新しく施策ができるのであれば、そういったものを展開していくことで、もっと減らせるんじゃないかというのを考えていきますので、今の状況を維持していくと、このぐらいまで減るとか、このぐらいまでしか減らないけれども、こういった施策を展開すると、もっと下がるといったような形になります。

黄色の部分の「14g削減」とか、「20g削減」というのは、その中で、食品ロスの部分とか、プラスチックの部分とか、そういったもので減らせる分が書いてある。840グラムから20グラム削減すると、820グラムですが、その20グラムのところは、先ほど申し上げたように、このまま何もしなければ840グラムだけれども、計画に設定している施策を展開していくことで、20グラム減るのではないかとというようなところですよ。

なので、そこは例えば今資源になるものが10%程度含まれていることが組成分析の結果でわかっているのですけれども、そこが可燃ごみから減るということで、何グラムぐらい減りますよねとか、そういったことを積み重ねていって出しているという状況になります。よろしいでしょうか。

○北野委員 承知いたしました。新しい計画のほうでも、どう計画していったかを明確にさせていただきたいなと思っております。よろしくをお願いします。

○横田会長 施策を入れた場合と入れなかった場合の比較をしているということですね。

○藤原委員 藤原です。いつもお世話になっております。

この4月から可燃ごみに移動した元不燃ごみたちがいると思うんです。そうすると、今度は令和8年度分の可燃ごみの量とか、不燃ごみの量とか、また資源化する量が変わってくると、当初の中間目標とか、最終目標とは、数字が絶対が変わってくると思うんですけれども、これは訂正を入れるんですか。それとも当初立てた数値目標はそのまま置いておくことになるんでしょうか。

○菊地課長補佐 計画年度をずらすという形になります。令和9年度から18年度が次の新しい計画期間になりますので、例えば目標①の820グラムを目標年度にしているというのは一旦リセットされます。

○野中委員 野中です。よろしくをお願いします。

ちょっと細かいところというか、興味のあるところですが、「3Rに関する指標」(スライド30)で、「剪定枝の資源化量」が、リサイクルプラザの件があったので、令和7年度は105トンだったというご説明があったと思います。例年に比べると4分の1ですね。稼働時間を考えると、4分の1は結構少な過ぎるんじゃないかと思うのです。剪定枝が出るのは9月以降が多いからとか、そういうこともあるのかなと思うのですが、単純にリサイクルプラザが受け付けできなかったから4分の1まで減ってしまったと見ていいのかどうか、結構数字が大きいなと思ったので、お聞きしたい

です。

○菊地課長補佐 1つ大きな理由としては、先ほどご説明した火災の影響もあるんですけども、リサイクルプラザ藤沢に搬入場所を変えてから、基準を明確にさせていただいたというのがあります。石名坂環境事業所で集めていたときは、ばらばらの状態でも受け入れをしていたんですけども、もともと受け入れをするときには、ひもで縛って持ってきていただくという基準があったので、今回受け入れの施設を変えたことによって、そこを明確化させていただいたところがあります。そういったことで煩雑に思われた方が、もしかしたら搬入を少し敬遠しているところもあるのかなとは思っております。

○秀平委員 神奈川県の秀平です。よろしくお願いします。

資源化率のところですが、未達成ということに来ていたかと思います。これはなかなか達成ができないというか、そもそもごみの総量が減っていきなりして、資源になる部分がなかなかふえていかないとか、あと使う紙の量が減るとか、集団回収の量が入っているかどうかわからないんです。何かで規格化みたいな形をしないと、その年のごみの排出量から計算していたら、いつまでたっても達成できないのかなという感じがします。

ですので、今度の計画をつくるに当たっては、例えば1人当たりのごみの量で出してみるとか、人口の減少とか増加でも変わってくると思うので、何らか規格化するようなものを考えられたら、そちらのほうが指標になっていくのではないかと。ご検討いただければと思います。

○菊地課長補佐 実は今いただいた意見は、現行計画をつくる時、令和3年度に皆さんにご審議していただいて、令和4年度から13年度までの計画という形で現行計画があるんですけども、そのときも、そういったデジタル化の進展とかで、これから資源化率が落ちていくということで、資源化率というものを目標値としていいのかという議論は若干ありました。

計画を進行していく中で、やはり達成できないような状況があるということで、今おっしゃられたように、資源化率という目標値を設定することがいいのか。国のほうでは、出口側の循環率という形になっていますので、そういった指標にしたほうがいいのか。これからコンサルを含めて、ほかの市町さんはどのように設定しているのかも踏まえまして、どういった指標がいいのか、そちらについては審議会の中でも皆さんにご覧いただいて、ご意見をいただければと考えております。よろしくお願いします。

○横田会長 今のご質問は確かに大変重要なことだと思います。今まで新聞が資源化物としてカウントされていたものが、新聞のデジタル化とか、ああいったものによって減ってしまったというのは、もう社会システムそのものがリサイクルに貢献しているような形になっているのです。実際、清掃事業としての資源化がどれだけ上回ったかというのは、ごみとして集めたもののうち、どれだけ資源化に回ったかというものでやるのがいいのかなと思うのですが、その辺、ひとつ考えていかなさ

やいけない問題かと私も思っております。

- 橋詰委員 今、資源化率の話が出ていたと思いますが、私も前々からそう言っていて、私自身は答えを持ってないのですけれども、まだまだ議論が必要な点だろうと思います。

それはそれとして、お聞きしたいのは、スライドでいきますと、目標④の「最終処分率」のところです（スライド18）。これを見ても、リサイクルプラザでの火災がいろいろな影響をしていたことがよくわかります。令和7年度の最終処分率が1.69%になったけれども、女坂だけなら0.6%だと言っているわけですね。令和元年度は0.26%と、これも低いのですが、この0.26%の中には、女坂分と民間分と両方あるのでしょうか。

要は、聞きたいことは、今回女坂分がふえているのか、例年程度なのかということです。しょせん0.6%じゃないかということにはなるんですけれども、結局、例年並みであればそうでしょうし、そうでないとするならば、民間の埋め立てに依存したということになるわけですが、その辺の意味合いですね。例えばコストで考えたときに、今回の火災対応が藤沢の廃棄物処理のための費用にどういう影響を及ぼしたのかというあたりから見たときに、民間埋め立てをふやしたことが正解だったのかどうかというのはちょっとあるのかなという気がするのです。

私の理解は、藤沢の場合は埋立地がないので、とにかく埋め立てに回す分を減らしましょうということでやってきた中で、今回で言えば、その考え方は、1つは災害も含めてですけれども、こういう事故が起きたときの対応も可能にするという考え方もあったと思うのですが、その辺を見たときに、埋立地の女坂の役割とか、コストも含めてどうだったかというあたりは、もしお考えがあればご説明いただきたいということです。

- 菊地課長補佐 わかりにくい評価になって大変申しわけないんですけれども、令和元年度の0.26%のところは、藤沢市で発生して、女坂に埋め立てたものだけなので、民間で埋め立てたものについては含まれておりません。

今回、民間に出して埋め立てになったことがよかったのかどうかですが、正直、不燃ごみがどんどんたまっていってしまう。1日当たり30トンぐらい排出されて、それがどんどんたまっていくので、やはり早急に対応をしなければいけない。そういう中で、一番最初の第1選択としては、できるだけ資源化をしたいですし、災害でもできる限り資源化しなさいということにもなっていますので、それに則って、できる限り資源化したいなと思ってはいました。しかし、やはり受け入れてくれる施設があったかどうかといいますと、今回受け入れてくれる施設がそんなに多くなかった。

今回これだけ多くの藤沢市の不燃ごみを受け入れてくれたところが、破碎した後に埋め立てになってしまう。そこを指定するまでの時間的な猶予がこちらもなかったので、正解かどうかと言われてしまうと、そのときはそれがベストだと思ってやっていたというような回答にはなってしまうんですけれども、先生がおっしゃるように、今後同じようなことが起きたときに、これがいいの

かどうかということは検証していかなければいけないかなと思っております。ありがとうございます。

○橋詰委員 もう一点お聞きしますが、食品ロスのところですか。事業系の部分なのか全体なのかよくわかりませんが、最近、水分量が多い、多分こういうふうにおっしゃっていると思うのです。それは食品廃棄物全体なり、あるいはフードロス、食品廃棄物のリサイクルなり、処理において、こういう不都合があったとか、そういう水分量が多いことに伴う影響みたいなことはどうでしょうか。そこをお尋ねしたいです。

○菊地課長補佐 水分量が多かったことによって、燃えにくくなってしまったとか、そういったことは多分なかったと思うのです。一般的に水分が多いものは燃えにくくなってしまいますので、カロリーが必要になるとか、そういうことがあるかと思うんですけれども、基本的にはその部分は特段影響がなかったと記憶しています。

ただ、やはり分別が進むと、結果的にそういったプラスチックごみとかが入らなくなることでカロリーがなくなっていくので、結果的には水分が多い生ごみの割合がふえてしまったということで、水分量が多くなってしまったのではないかと考えております。

○横田会長 これは発熱量と関係するので、発電量はどうだったでしょうか。水分量が多くなったということで、発電量にまで影響していましたか。

○清水所長 北部環境事業所の清水です。

今詳しいデータ資料を持っていないんですけれども、維持管理していく中で、ごみのカロリー低下によって、年間を通して著しく発電量が減ったというような認識はございません。

○橋詰委員 わかりました。どうも今のご説明ですと、プラスチックを初め、ほかのものも減ったので、相対的に水分がふえたのかなというご説明だった。そういう部分もあったと思うのですが、要は、リサイクルするときに、あまり影響がなかったのであれば、まあまあということなんですかね。影響があるのであれば、事業者なり市民に対して、もっと水切りしてくださいとか、そういうことを言う必要があるのかなと思いつつながら、水分が多かったことが影響を及ぼしているのであれば、それなりの対策もとらないといけない。そのあたりはどのように考えればいいのかという意味での質問でした。大体わかりましたので結構です。ありがとうございます。

○藤原委員 すごく簡単なことですが、女坂のほうの埋め立てをしたということで、今どのくらいまで来ちゃったのかな。あとどのくらいまでしかもたないのかなという推測と、あと民間埋め立てというのはどういう処理の仕方なんでしょうか。どこか民間のところに埋めちゃうんですか。

○菊地課長補佐 私からは民間での埋め立てのお話をさせていただいて、女坂の容量のほうは後で北部環境事業所からお答えさせていただければと思います。

今回のリサイクルプラザの火災で、不燃ごみの残渣を埋めたのは、民間施設で持っている民間事

業者さんの埋立地に細かくしたものをそのまま埋めているという形になります。

○清水所長 最終処分場の埋め立ての状況ですが、ご存じのように、焼却される灰につきましては、今藤沢市は100%資源化していますので、主となる灰としては入ってきておりません。先ほどデータにあるように、コンクリートとか、ブロックとか、あと罹災になりますので、年間としては、罹災だと、変動があるのですけれども、基本的には毎年、溶融率、最終処分場の容量を計測しているのですが、大体1%ぐらいだったかな、今ほぼ容量がふえていない状況になっております。なので、もともとの計画では、令和25年3月まで埋め立てできる計画だったんですけれども、そういった形で、今ほとんど灰が入ってこないものですから、計画的にはそれ以上使えるような形で考えております。

○藤原委員 あと30年ぐらい？

○清水所長 具体的な年数はここでは控えさせていただきたいんですけれども、容量的には、今まだ50%以下の状況でございますので、まだまだ期待ができる年数を確保できると考えております。

ただ、罹災等があって、罹災ごみ等がふえてくるときには、やはり一気に埋め立ての量もふえる可能性もありますので、そこにつきましては不明のところもあります。通常の運用でしたら、かなり長い期間埋め立てができるような予定では考えております。

○北野委員 生活排水処理率のパワーポイントをお願いします（スライド24）。先ほど目標達成、未達成とかの話がありましたが、この資料ですと、96%から97%であり数値が変わってないというところがあるのと、これを目標にしているのかというところ。まず生活排水処理率とは何ですかという素朴な質問です。何を何で割っているのかがよくわからないので、そこを教えてください。お願いします。

○菊地課長補佐 生活排水処理率というのは、総人口のうち、下水道や合併浄化槽などの設備で生活排水を適正に処理できている人の割合になります。なので、まだくみ取りをしているところが北のほうはありますので、100%にするというのは難しいというような形になっています。

○横田会長 ほとんどもともと生活排水100%に近い下水処理をやっているということです。そういうことですので、1%というのも意味がないことはない。

○北野委員 なので、し尿処理収集人口はそんなに変わらないような気がしますので、ここも達成率としてどう見るかは、次回の計画で検討されたほうがいいのかと思います。

○菊地課長補佐 ここは下水道の部局とも調整が必要なところになりますので、そこは関係課と調整してやっていきたいと考えております。

○松浦委員 松浦です。ご説明ありがとうございます。

一般廃棄物処理システムの比較分析の五角形の表があったかと思います（スライド21）。そこで「最終処分減量に要する費用」とか、「人口一人当たり年間処理経費」が藤沢市が平均より高いの

は、溶融処理をしているために経費が高くなるというご説明があったかと思うのですが、これは類似市町村に比べて、藤沢市のほうが溶融化の率が高いとか、あるいはほかが溶融化していないというようなことがあるのでしょうか。

○菊地課長補佐 神奈川県内はほとんど溶融化しているところが多いと思うのですが、中にはまだ埋め立てをしている市町村さんもありますし、もう全て民間事業者さんをお願いされているところもありますので、経費のかけ方というのが、その自治体がどのような廃棄物の処理を考えているかというところになってしまいかと思います。

藤沢市の場合は、戸別収集をしたり、埋め立てをなるべくしないで、資源化をする。分別をして品目が多いと、当然1人当たりのごみの排出量は減るんですけども、それにかかる費用はどうしてもかかってしまうところがある。そういったところで総合的に見ますと、やはり類似自治体と比べてときに若干高くなってしまっている部分があるのかなとは思いますが。ただ、埋め立てしている皆さんは、埋め立ての容量がいっぱいになれば、資源化とか、次のことを当然考えなきゃいけないというところで、将来的にはそこまで藤沢市が高過ぎるというふうにはならないのかなと個人的には考えております。

○松浦委員 ということは、平均より経費が高いのは、溶融処理をしているためとは言い切れないということですか。先ほどそういうご説明があったので、藤沢市の溶融率が高いのかなと思ったんですけども。

○菊地課長補佐 今出ている灰は全て溶融していますので、溶融率と言っていいのかというのはありますけれども、ただ、溶融するにはお金がかなりかかっているところはありますので、その費用が大部分を占めているかなとは思っております。「最終処分減量に要する費用」のところへこんでいますので、そこから見ると、基本的には溶融にかかっている費用が占めているのではないかなとは思っています。

○横田会長 ほかにございましょうか。——ないようでしたら、本日欠席されている方から、議題アにつきましてご質問をいただいておりますので、事務局から紹介と回答をさせていただきます。

○菊地課長補佐 本日ご欠席の委員の2名の方から、事前にご質問を4問いただいております。

まず、生活環境連絡協議会からご選出いただいている吉田委員から1問ご質問いただいております。27スライド目の「3Rに関する指標」の令和8年度以降の中期計画値と、あと31スライド目の「カーボンニュートラルに関する指標」の令和8年度以降の中期計画値を開示していただくと、減量推進の共通理解が進むと感じましたというご意見をいただいております。

先ほどご説明の中でもお話ししたんですが、ここの管理指標というのが一般廃棄物の処理基本計画を進行していく上で、必要な施策を定めて、実績について整理をして、施策が進行できているのか、効果が不十分なのかというのを評価しているところになりますので、各指標ごとに計画値を定

めていないような状況になります。なので、実績はその計画基準年度の令和元年度から「目指す方向性」に書かせていただいているんですが、減少しているのかとか、増加したほうがよいのかとかというような内容になります。

各指標に該当する内容につきましては、以前、多分皆さんにお配りさせていただいたかと思うのですが、藤沢市一般廃棄物処理基本計画の本編の中に、各施策の内容として記載しておりますので、お時間があるときにご覧いただければと考えております。

2つ目以降が、学識経験者のほうからご選出していただいている佐藤先生から3点いただいております。

1つ目が、26スライド目で、(1)「3Rに関する指標」で「リサイクル＝再生利用」と書いてあるのですが、ここの部分は「再資源化」に変更したらよいのではないのでしょうかということですが、横浜市さんのほうの組合では「再資源化」という言葉を使っていて、再び資源となる物品の分別のキーワードとして、啓発活動において推奨をしています。つまり、再資源化するのだから、使えば、使用済みのティッシュペーパーや紙おむつは、古紙のリサイクル区分には出せません。そういった市民向けの啓発の内容として使用していますということです。今私のほうでは「リサイクル＝再生利用」と書いてあるのですが、それを再資源化にしたらいかがですかという質問でした。ここの表現については検討させていただきたいと考えております。

2つ目の質問ですが、31スライド目で、「カーボンニュートラルに関する指標」の③に「二酸化炭素排出量」があるのですが、単位で「t - CO₂」と書いてあるんですけども、「2」が大きいままになっているので、下つきにしたほうがいいのではないかとご意見をいただきました。すみません、こちらは修正させていただきます。

最後に、32スライド目の「環境美化に関する指標」です。⑤の「除じん機による河川ごみ収集量」ですが、長く横ばい傾向のようなので、少しでも対策を講じることはできないでしょうか。境川だけでなく、かながわ海岸美化財団が内陸部の自治体に向けて連携を呼びかけているとの報道を5年ほど前に見たことがあったと記憶しておりますが、この効果はあったのでしょうかというご質問をいただきました。

こちらに関しまして、回答ですが、現在、河川の除じん機を設置しているのは神奈川県内で本市のみとなっております。ここで回収されるごみについては、上流の自治体から流れてきたものも含まれています。なので、本市では海洋へのプラスチックごみ等の流出対策として、上流市を含めた県内市町村への除じん機設置の促進とか、あと、県内一斉清掃活動の取り組み強化ということ、神奈川県に対して積極的に働きかけるように要望をしているところになります。

一方で、本市の除じん機は設置から40年以上が経過しておりまして、老朽化が進んでいます。故障した場合の対応を含めまして、今後の施設のあり方については検討が必要な時期に来ていると

考えているところでございます。

次に、かながわ海岸美化財団の呼びかけによる効果についてですが、現在、神奈川県と、あと内陸部を含む県内市町村、それから海岸美化財団による検討会議が毎年開催されておりまして、この会議において、海岸美化財団を中心とした海岸清掃の継続とか、内陸部と沿岸域が一体となったごみの発生抑制対策に取り組むことが確認されております。

具体的な効果といたしましては、ごみの収集量が天候等に左右される要素が大きいので、一概に比較することが困難ですけれども、実際に海岸美化財団で実施した本市の海岸清掃の実績を見ましても、海岸ごみ処理量は令和6年度の約58万キロから令和7年度は約28万キログラムへと大幅に減少している状況になります。海岸美化財団に確認しましたら、これも天候の影響が大きいということでした。数値としての直接的な効果を示すことは難しいのですけれども、引き続き関係機関と連携して、ごみの発生抑制対策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

事前にいただいている質問については以上になります。

- 横田会長 ただいまの事前質問の説明につきまして、何かご意見、ご質問はありますでしょうか。
- 松浦委員 参考までに。今の除じん機のお話ですが、私は2年前までかながわ海岸美化財団にいましたので、そのときの経験でお話しすると、除じん機は上流から流れてくるごみをそこでせきとめるのにはいいんですけれども、台風とか大雨のように、非常に大量のごみが生れてくるときには、そこで溢れないように、除じん機は上に上げて、ごみを下に流すようになっていまして、いわゆる除じん機にかかったごみだけで上流から流れてくるごみをはかることができないので、これは参考程度なのかな。皆さんこれだけ見ると、上流から流れてくるごみ全てがここにかかると思って、その多寡でいろんなことを判断しそうなので、そこは注意書きとか何か必要かなと思いました。
- 横田会長 ほかにございませんか。——特にないようでしたら、議題アはこれで終了します。

イ 一般廃棄物処理手数料の見直しについて

- 横田会長 続きまして、議題イ「一般廃棄物処理手数料の見直しについて」、事務局から説明をお願いいたします。
- 菊地課長補佐 引き続き環境総務課の菊地からご説明させていただければと思います。

皆さんのお手元に本日お配りさせていただきましたA3の1枚の紙、「一般廃棄物処理手数料の見直しについて」ですが、こちらはまだ議会に出す前の資料になりますので、取扱注意でお願いできればと思います。

まず、左上にある「見直しの背景」です。まず、「受益と負担の適正化及び財源確保を図るため」ということで、令和7年度に、3年に1回程度実施する全庁的な公共料金の見直しに関する調査が

あります。その中で、一般廃棄物処理手数料のコスト分析を行いまして、負担率を考慮した手数料とごみの処理に要しているコストの乖離を比較しまして、改定するかどうかというところを判断しております。受益者負担割合が一定未満の料金については、原則として料金を見直すことになっております。

2つ目としまして、廃棄物処理法に基づく基本方針の変更が令和7年の2月にごございました。こちらは国の計画と整合をさせる形で、廃棄物の減量化の目標値が改定されたのですが、目標値の達成に向けた施策としまして、住民のごみの排出抑制に関し、普及啓発などを行うとともに、経済的インセンティブを活用した排出抑制等を進めると記載されております。

3つ目としまして、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針の策定が行われました。こちらは事業系一般廃棄物につきましては、排出事業者が適正処理を行う責任を有していることに鑑みまして、食品循環資源の再生利用等の促進の観点も踏まえつつ、その処理にかかる原価相当の料金を徴収することが望ましいと記載されています。

これまでの一般廃棄物処理手数料の改定についてですが、現在の手数料のうち、ご家庭から集めているピンクの袋と少量排出の事業者で集めている青袋での指定収集袋については、平成19年に開始したごみ処理有料化当時から料金は変更しておりません。

直近の改定につきましては、平成30年の10月に動物の死体について専用の焼却炉で処理をするものと、あと直接搬入、ご家庭や事業者さんが直接施設のほうに持ってきたときにかかる処分の手数料を改定しております。今回も受益者負担割合が一定未満のものにつきましては、手数料を改定するというところで考えております。

見直し料金案の算定に関する考え方ですが、急激な市民負担とならないように、受益者負担に応じて改定率が設定されております。県内各市及び類似都市の料金等の均衡を考慮しまして、原則としまして、改定率の範囲内で現行料金に乗じて改定料金案を算定するという形です。

表に改定率の考え方を記載しております。ここで表の真ん中にある受益者負担割合というものが何なのかということですが、現行、皆さんからいただいている料金を、実際に処理にかかっているコストに、皆さんにご負担をいただいている割合を掛けたもので割ったものが、受益者負担割合となっております。

この受益者負担割合が50%から66.7%のものにつきましては、基本的な基準は改定率150%となっておりまして、該当する手数料は、一番右にある①から⑥の手数料になります。33.3%から50%の受益者負担割合になっているものについては、基準の改定率が160%となっておりまして、該当する一般廃棄物処理手数料は右の①と②となっております。

4番目に、こちらで考えている改定案についてのご説明となります。表の中に書いてある処理コストにつきましては、令和6年度のごみ処理に要した経費に基づいて算出しているものです。また、

負担割合と書いてあるものにつきましては、処理コストに対して皆さんにご負担をさせていただいている割合です。

まず、(1)の家庭系のところです。皆さんが可燃ごみ、不燃ごみで出すときに使っている指定収集袋、ピンクの袋に関してですが、現行料金が、20リットルの袋1枚に対して40円いただいております。1リットルあたりに換算すると2円になりまして、皆さんにご負担いただいているのは、処理コストのうち約25%に当たります。

現在、令和6年度のごみ処理に要した経費に基づき算出しますと、20リットルの袋に入っているごみを処理するのにかかっているコストが249円になっております。このうちの約25%とすると、20リットルの袋を1袋処理するのに60円、1リットル当たりですと3円かかっているというような状況になっております。ただ、全国の料金の水準の平均が1リットル当たり1.1円とか、平成19年のごみ処理有料化を始めたときの手数料徴収の趣旨や目的、それから事務に要する費用、また、これによって受ける人の利益を総合勘案して料金を決定する必要があること、また、他市の負担割合が20%から30%であるということですので、今は25%皆さんにご負担いただいているのですけれども、その負担割合を20%に下げて、20リットル相当の袋1枚50円、1リットル当たり2.5円に改定したいと考えております。

次に、直接ご家庭から出たごみを施設にお持ちいただいた場合の処分の手数料です。現行10キロ110円でいただいております。このときの市民の方の負担割合は40%となっております。直接搬入されたごみを処理するのにかかっている処理コストは、令和6年度実績から412円となっております。ですので、負担割合の変更はしないんですけれども、受益者負担の適正化を図るために、10キロ160円に改定をしたいと考えております。

次に、動物の死体処分です。飼われている動物を石名坂環境事業所にお持ちになって、専用の焼却炉で火葬して焼骨を返却した場合、1体当たり4800円の処理手数料をいただいております。この処理コストが、令和6年度の実績からすると、現行9347円かかっているような状況です。市の改定率の考え方からいいますと、基準の改定率は150%になるんですけれども、こちらですと、負担割合が77%まで下がることになってしまいます。こちらの動物の死体処分は、特定の個人の方に対するサービスになりますので、負担割合を下げず、100%を維持して、1体9000円で改定をしたいと考えております。

次に、動物の死体処分について、専用の焼却炉で火葬するんですけれども、焼骨の返却がない場合、1体2500円の現行料金をいただいております。これは処理にかかっているコストが5226円になりますので、こちらも負担割合を下げず、100%を維持するという一方で、1体5000円に改定したいと考えております。

最後に、動物の死体処分で、石名坂環境事業所までお持ちになれない方のところに収集のほうで

取りに伺った場合、1体1000円の現行料金をいただいております。今75%をご負担していただいているところですが、処理コストは今2884円かかっているような状況ですので、負担割合を75%から100%に変更しまして、1体3000円で改定したいと考えております。

次に、2番目としまして、事業系のごみになります。小規模排出事業者に関しましては、指定収集袋の青袋をご購入していただいて、市で収集をしているんですけれども、現行料金が20リットル相当で150円という形になっております。1リットル当たり7.5円で、約75%の負担をしていただいているんですけれども、処理コストは320円かかっているような状況です。負担割合が75%ですけれども、事業者は排出者の自己責任というものがございまして、負担割合を75%から100%に変更して、20リットル相当300円で料金改定をしたいと考えております。

最後に、事業者が直接許可業者とかに頼んで搬入した場合、10キロ270円の料金をいただいているんですけれども、処理のコストとしましては、現状412円かかっておりまして、100%にしますと、10キロ400円になります。ただ、急激な値上げは不適正な搬出につながるとか、近隣市の状況などを考慮しまして、まず、負担割合を85%に一旦下げるんですけれども、10キロ350円で改定をしまして、段階的に値段を上げるために、1年後に負担割合を100%にして、10キロ400円まで引き上げて改定をしたいと考えております。

環境部のご提案は以上となります。

- 横田会長 ただいまのご説明に対しまして、何かご質問、ご意見はありますか。
- 橋詰委員 令和6年度のコストに合わせて、こういうご説明だったと思うのですが、それで大丈夫なのかなというのがちょっと心配になってしまいます。要は、このところホルムズ海峡その他で、またいろいろな物価が上がってきているはずですが、それも入れろというのは無理なんですけれども、前回の改定が随分前ですから、今回はいつまでこの先見越すのかなと考えたときに、その辺も考えないと、今回改定して、またすぐに再改定をしないといけないというようなこともあるのかもしれないと思ったりするのです。そうはいつでも、データがないということになるかもしれませんが、私は市民ではないので、もっと負担率を上げるべきだとかいうのは言えないんですが、この辺はもうちょっと考えてもいいのかなという気がいたします。市民ではないので、あまり強く言うつもりはありません。
- 菊地課長補佐 おっしゃるとおり、令和7年度に全庁的な公共料金の見直しというところを出しておりますので、最新のデータが令和6年度の実績でやっているんですけれども、いろいろな物価上昇とか、人件費、燃料費、いろんなものが上がっておりますので、正直、令和7年度でやれば、もうちょっとコストが上がるだろうと考えておりますし、今後も上がるのではないかと考えております。

ただ、今改定をしないと、より改定幅が大きくなってしまって、市民の方の負担というのも大き

く感じてしまうのではないかとということ、公共料金自体は、今後も3年に1回の料金見直しがございますので、当然、手数料の金額と処理コストとの比較を行いまして、乖離が出てしまっているというところで、市のほうでのみ込めなくなった場合については、今回と同様に、必要に応じて改定を検討していくことになるかと思えます。

○横田会長 今何でも物価が非常に上がるので、市民は大変なんですけれども、私も常日ごろ考えているのは、中間処理処分だけでなく、収集運搬も含めてですけれども、こういったインフラ関係のお仕事は大変なんですよね。やはりコストに見合った負担というものは当然やっていかなければいけないなと思っております。

○金田委員 金田です。いつも大変お世話になっております。説明ありがとうございます。

基本的に一般廃棄物処理手数料の見直しについて、市民の皆さん方から多分思われるように、値上げは痛いなど非常に思っています。でも、この現状で、人件費の増加、大変な物価高ということで、上げなければ適正な処分ができないということですので、市としては苦渋の決断だなと思っています。

まず1点、私どもが願うことは、家庭系ごみの部分で値上げをすることに関しては問題がないと思うんですけれども、多分、市民の方からいろんな苦情が来ると思っていますので、市として発信してもらいたいの、今、指定袋が手に入らないという市町村が結構出ています。藤沢市は問題がないとされていますので、皆さんが過剰に購入されて指定袋がなくならないように、ちゃんと発信していただいて、その点で安心できるような啓発活動をお願いしたいと思っております。

あと、事業系ごみについてですが、まず1点聞きたいところが、私ども組合としては、事業系廃棄物のブルーの袋の部分はいつも廃止を願っているのです。でも、市としては廃止したくないという感じで回答をいただいております。私が思うのは、この部分は100%といっても、実質100%じゃないです。事業系廃棄物処理の一部の負担を何で市民の税金でしなければいけないかというところは、私は間違っていると思っています。公平性がないと思います。事業系の方は、基本的に皆さん自分たちで、自己責任で排出しなければいけないので、何で市民の税金でその部分を負担しなければいけないのか。

例えばこの改正案にすると、20リットル300円の部分が、処理コストは320円かかっているということです。そうすると、20円は市民の税金で負担しなければいけない。

それに伴って、直接搬入する事業系ごみで、値上げの部分が10キロ350円。ということは、指定袋の事業系廃棄物が20リットル300円ということは、10キロ300円と見ていいのですかね。まずそれが確認したいところです。

それとあと、まず10キロ350円にさせていただいて、85%の負担で、1年後に再度改定で400円にするということが出ております。私ども事業者側の意見からすると、これは値上げしなければい

けないので、値上げを1年ごととか、何回に分けてするという事は、排出事業者の方に請求するのに非常に大変なんですね。負担もかなりかかってしまうんです。本音を言ってしまうと、1回にしてもらいたいんです。要するに、毎年のように値上げをしなきゃいけなくなると、排出者の側とまた交渉しなければいけない。その分を考えると、人件費とか、ランニングコストが、民間事業者にかかりかかってきてしまいます。

その点も不法投棄がないようにとか、いろいろ考えて多分されていると思うんですけども、その部分はどのような考えか、民間業者に対する市の考え方ですね。そこら辺についての補助とか、どういう考えなのか、そこら辺を聞かせていただきたい。

もう一つ、直接の廃棄と事業廃棄物とで値段の相違があると、私どもは回収のときに「市に出すほうが安い。何で民間は高いんだ」といつも言われるんです。私は説明するんです。「いや、ブルー系の袋の回収は、市が多少負担していますので、安くできるのです」と。「じゃ、そちらに出せばいいんですね」という話を言われてしまう。結局、民間事業者の値上げを阻害するということがあります。民間事業者は100社弱、97社ぐらいいますので、できればそこら辺に対する考慮もいただければと思っております。かなりきつい質問ですみませんが、回答をよろしくお願いします。

○菊地課長補佐 3つぐらいご質問いただいたかと思えます。

段階的にというところで、まず、350円にして、その後400円にするというのは、今、近隣市の平均は10キロで260円ぐらいになっているんです。金田委員もおっしゃられたように、急激に本市だけ上げてしまうと、本来はいけないのですけれども、それは安い手数料の市のほうに不適正な排出がされてしまう可能性が出るということもあります。

鎌倉市さんは、令和6年10月に10キロ250円だったのを400円に上げているのですけれども、高座清掃組合さんのほうが、今回本市がやろうと思っている段階的な改定をしております。令和6年4月に一旦300円に上げて、2年後に350円に上げるというようなやり方をしているのです。一気に上げるのがいいのか、段階的に上げるのがいいのかと考えたときに、先ほど少しご説明させていただいたとおり、やはり不適正な排出とか、急激な負担になると、準備ができない事業者さんもいる。そこで、少し頭出しをするような形で、最終的には原価相当にしますというようにさせていただいております。

平成28年とかに通知が出たことによって、一旦、平成30年に事業系ごみ処理料の改定をしているのですけれども、そのときもできる限りリサイクルを推進するという視点が入っておりました。市が許可を出しているリサイクルの業者さんがいるんですが、今回も350円としてから、400円にすることで、そこの処理料金を比較したときに、若干ですけれども、市のほうが高くなるような形だったので、これによってリサイクルも推進できるのではないかと考えております。

また、事業系の青袋の廃止の関係です。確かに組合さんから令和5年と令和7年、2回要望をい

いただいております。おっしゃるように、排出者の自己責任として、許可業者さんにご依頼をして出させていただくというのが本来のところですが、ごみ処理有料化をしたときに、そういった小規模のところについては、経過措置にはなるんですが、青袋を使って収集するということがありました。

10年以上たっているところもありますので、今回、料金改定もしているんですけども、近隣市さんですと、可燃ごみだけしか収集しない。先ほどの進行管理のところでも少しご説明したんですが、事業系の一般廃棄物はいわゆる燃えるごみ、生ごみとかだけになります。そこについて、小規模のところは市が収集することは、ほかの自治体さんでもあるんですけども、全部回収していますというところは少ないです。大和市さんに至っては、令和8年の7月以降については収集自体をやめるところも出ています。まずは、青袋の制度については、料金が75%の負担となっていたというところもありますので、一旦100%に上げさせていただいて、将来的にはほかの市町村さんとかの状況も確認しながら考えていく必要があるかなと考えております。

また、指定収集袋の啓発のところです。ナフサの関係でご心配になられている方がいるので、そこは事業センターさんからご説明させていただきます。

○高橋主幹 環境事業センターの高橋です。

指定収集袋が手に入らないということで、他の市町村では透明または半透明の袋で出すことを許可しているような報道がなされておりますけれども、本市の場合においては、製造事業者を確認して、きちっと提供ができる体制が整っていることを確認しております。このことにつきましては、ホームページの一番最初のトピックスからも、市民の方にご理解いただけるような形でアナウンスをさせていただいておりますし、ごみのアプリのほうにもお知らせで発信させていただいて周知に努めておりますので、市民の方にはこれまでどおりのご購入をしていただければと思っております。よろしくお願いたします。

○金田委員 事業系の部分の値上げについては、先ほどの内容で考え方としては非常にわかりました。

ただ、私どもとしては要望で1点だけお願いしたいのが、これがもし議会を通過して了承を得た場合において、許可業者等については、前もって先に説明会とか、正式な文書をいただきたい。それに伴って、私どもは排出事業者の方に、「処理料金がこれだけ変わりますので、値上げをお願いします」という感じで交渉しなければいけないので、そういった正式な文書は早く出していただきたい。それを切にお願いしたい。その間はぎりぎりじゃなく、できるだけ早めによりしくお願いいたします。

青袋の廃止につきましてはいろいろな考えがございますが、一応要望としてお願いしたい。私としては、事業系の部分で、ごみを排出するに当たっては、製品の対価としてそれなりの金額をもらっているはずですので、その部分を税金で負担して処分することは、非常におかし

い考えだと思っています。そこら辺については今後もいろいろ検討していただければと思います。よろしくをお願いします。

○横田会長 料金問題は、大変難しい問題です。これから議会でも大変もめるんじゃないかと思いますが、その辺どのような形でもって決まったのかという決まった後の一般向けの説明もひとつ文書としてまとめていただければと思います。その改定の理由ですね。

○藤原委員 ごみ袋の製造については大丈夫だという回答を今いただいたのですが、このタイミングで値上げをすると、買い占めが起こるのではないかなとも思うんです。そうすると、ナフサのタイミングで、値上げのタイミングでとなったら、私も買い占めます。少しでも安いうちに買っておきたいと思いますので。このタイミングはどうかのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○菊地課長補佐 タイミングがナフサと重なってしまった部分はあるんですけども、あくまでも市としては、令和7年度に全庁的な公共料金の見直しがあったところで、乖離があったものについてはご負担をしていただくということでの改定を考えております。

確かに買い占めが起こるかもしれないというところはあるかと思うのですが、ほかの料金については4月改定が基本にはなるんですが、本件については10月改定ですし、ごみ袋は影響があるということで、周知期間を長く設けさせていただいておりますので、皆さんに丁寧にご説明をさせていただければと思っております。先ほどの事業センターの説明にもありましたけれども、そういうことがないように、市としてもきちんと周知をしていければと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○北野委員 スケジュールについて素朴な質問です。今年の6月に総務常任委員会、これは議会になるのですか、ここで改定案の報告ということで、この時点で既に正式にこの案でいきたいという案ができると思っていいんですか。その時点で、ここは仮だと思うんですが、金額が確定して、オープンしちゃっていいという感じですかね。それで来年、2027年10月に袋が高くなるということでスケジュール的にはよろしいですかね。

○菊地課長補佐 おっしゃるとおりです。今年の6月の常任委員会でこの改定案を出ささせていただきました。議会を通った後については、9月に条例改正をいたしますので、その後は来年10月1日に袋の改定と直接搬入の改定等をしてまいります。

○北野委員 6月までは口外してはだめということでよろしいですね。——承知しました。

○野中委員 非常に細かい話ですみません。お話を聞いていると、多分そうなのかなと思って理解はできたのですが、4番の「改定案について」の家庭系の現行料金改定案とあるところで、一番上ですけども、負担が25%で40円で、改定案が20%の負担で50円とあるのが、どう理解したらいいのかというのがありました。現行料金の負担とは、現行料金を決められたときの処理コストの負担ということですかね。何かそこがわかりにくいかなと思いました。

3番では「受益者負担割合」と書かれているのに、こちらはずっと「負担割合」と書かれていて、最初、金額と割合が合わないので、市の負担割合かなと思ったのですが、お話を聞いていると、受益者負担の割合を書いておられるのだと思いました。

これは一般市民の目に触れない書類であれば、皆さんおわかりかと思いますが、パッと見て、すごく混乱してしまいました。

○菊地課長補佐 おっしゃるように、現行料金は、料金を定めたとき、平成19年のごみ処理有料化のときに、処理コストが約157円だったので、その25%で40円と設定していたのですが、今回お示ししたとおり、令和6年度は処理コストが249円かかっているもので、20%に下げて、50円という形で改定したいということで出させていただきました。資料がわかりづらくて申しわけありません。

こちらの資料自体は、市民の方の目に触れる形では出ませんし、議会のほうにもこういった形では出ませんので、もし説明する際に、こういった資料をつくるときには、今のところに気をつけて作成させていただきたいと思います。

○秀平委員 市民ではないので、もともとの指定袋の状況とかがわかっていなくて、質問させていただきたいのですが、袋自体は20リットルのほかに、幾つか種類はあるものなんですか。大体何リットルぐらいからあるのか。

○菊地課長補佐 5リットル、10リットル、20リットル、40リットルで4つございます。

○秀平委員 先ほど買い占めがという話もあったのですが、袋自体はそのままいかれるという前提で考えてよろしいということですか。

○菊地課長補佐 大きさを変える予定はありません。

○秀平委員 大きさというか、色とかじゃないですが、移行期間の何か月間、例えば3カ月は古い袋が使えるけど、新しい袋になっちゃうよとか、そういうのではなくて、袋そのものが同じもので、ただ値段だけが変わる。

○菊地課長補佐 おっしゃるとおりです。受益者負担という言い方でいいのかですが、市民の方に負担していただく金額を変えるだけになりますので、袋自体何かを変えるということはないです。

○秀平委員 袋が変わったら、買い占めとか、そういうのも減るのかなというところもあったので、もしナフサの影響とか、何らか見られるようであれば、ただ、市民の方はすごく大変だと思うんですが、あってもいいのかなと思ったので、よろしく願います。

○横田会長 ほかにございましょうか。——ないようでしたら、議題イ「一般廃棄物処理手数料の見直しについて」を終わらせていただきます。

(2) 報告

一般廃棄物処理基本計画改定のポイントについて

○横田会長 続いて、(2) 報告「一般廃棄物処理基本計画改定のポイントについて」、事務局からご説明をお願いいたします。

○菊地課長補佐 最後になりますので、また私で申しわけないですが、おつき合いいただければと思います。

藤沢市の一般廃棄物処理基本計画、一番最初にお話しさせていただいた現行計画の改定を今年度行います。今回、改定の目的等は記載のとおりですが、改定に当たりましては、循環型社会の構築に向けた関係法令とか、社会情勢の変化を踏まえるとともに、SDGsの関係とか、サーキュラーエコノミー、脱炭素等の視点を十分に考慮した上で、プラスチックごみ削減や食品ロスの削減、それから藤沢市は昨年リサイクルプラザの火災がございましたので、リチウムイオン電池の対策等を重点施策として位置づけて改定をしたいと考えております。

表1に「近年の主な国内の動向」を書かせていただいております。令和4年度から現行計画がスタートしているのですが、それ以降にも、新しい法律ができたり、方針が変わっていたり、あとはリチウムイオン電池の関係とかが進んで、資源の有効な利用促進法とか、使用済み小型家電の改定が予定されているということもございますので、こういったところを踏まえまして改定をしていきたいと考えております。

(2)の「計画期間」になります。先ほどからご説明させていただいておりますが、本年度皆さんにご審議をしていただいて、令和9年度から18年度の10年間の計画をまた新たに策定するという形になります。今回、一般廃棄物の処理基本計画だけではなくて、今、茅ヶ崎、寒川、藤沢の2市1町で広域の関係を検討したり、お話をしているのですけれども、そちらのほうで定めているこういった実施計画があり、そちらも改定をする時期になっております。

それから、ハードのところでお金がかかるので、そこで国の補助金とかをもらうんですけども、その関係で計画を立てなければいけないということで、地域計画があります。そちらも策定するというので、3つの計画が同時に改定とか策定ということになっていきます。今ご説明した「一般廃棄物処理基本計画」と、あと茅ヶ崎、寒川、藤沢が、湘南東ブロックという広域のブロックの「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画」、この2つの計画につきましては、審議会の中でご審議をしていただく予定になっております。

「神奈川県湘南東地域循環型社会形成推進地域計画」につきましては、ハードをつくるに当たって、どのくらいお金がかかるのかということで、国にお金をもらうための計画をすることになりますので、こちらはご審議せずに、そのまま策定をさせていただくという形で考えております。

(3)にそれぞれの関係性を簡単に書かせていただいております。一般廃棄物の処理基本計画と

というのは、皆さんご存じのとおり、市の一般廃棄物処理の計画になりますので、藤沢市がどのような収集をするのか、啓発をするのかという主にソフトの面をつくる計画になっています。藤沢市のルールみたいな形になります。

広域化の実施計画につきましては、神奈川県で示している広域化の方針などを踏まえまして、寒川、茅ヶ崎、藤沢と連携して、将来的な処理施設の整備とか運営のあり方を検討するための計画になっておりまして、こちらは主にハードをメインとしております。当然それぞれの市ごとにルールがありますので、整合性を図りながらつくっていくような流れになります。

一番右端にある「神奈川県湘南東地域循環型社会形成推進地域計画」が、今は第四次計画ですけれども、次に第五次計画を策定することになります。国の交付金を取るためにつくる計画となっております。お金を取るために必要な計画ですので、こういった関係性の計画になっているのですけれども、今回は一番左端の計画と真ん中の計画について、今後、皆さんにご審議をしていただきます。

次のページで、(4)にスケジュールを書かせていただいております。今日が5月26日で、次が7月に第2回の審議会を予定しているのですが、このときに現行計画の課題等を整理して、基本的な事項を皆さんにご提示できればと考えております。次に第3回目を8月に予定しておりまして、このときに第1次素案の提示、目標値とか、そういったところを皆さんにご審議していただければと考えております。第4回を10月に予定しております。このときに第2次素案を提出させていただき、パブコメの案として出ささせていただければと考えております。

パブコメは11月上旬から12月上旬で考えておりまして、1月の最終の審議会のところで最終案をご提示させていただければと考えております。議会のほうは、昨年の災害と同じように、12月に中間報告をさせていただいて、必要があれば2月に最終報告をするような形になります。

ごみ処理広域化の計画につきましては、茅ヶ崎市さんと寒川町さんの都合もありますので、そちらと都合を合わせながら一緒に動いていくというような改定のスケジュールになっておりますので、よろしく願いいたします。

簡単ですが、以上になります。

○横田会長 基本計画のスケジュールについてご説明がありましたが、これについて何かご意見、ご質問はございますか。

○金田委員 リチウム電池の関係ですが、例えば藤沢市の計画で、ソフトの部分について、「リチウムイオン電池対策等を重点施策として位置付け」と載っておりますので、またここら辺の啓発活動を強調していただければ、非常に助かります。

実は先週ですが、藤沢駅近辺の不燃物の回収中に、回収するパッカー車から火が出ました。すぐ消せたからよかったですけれども、出してみましたら、ダイソンの掃除機のハンディ型、あとノ

ート型パソコンがありまして、そこから火が出たということがありました。

これだけ、リサイクルプラザが火事になって、不燃物とか資源物が搬入できなくて、1年近くとまっている状況があって、皆さん気をつけているのかなと思ったんですけども、それでもまた火が出た経緯がありますので、やはり45万人弱の市民がいると、なかなかそうはいかないのかなと思っています。

ただ、回収中だったからよかったです。これがもし回収中には発火が起きなくて、またリサイクルプラザ藤沢の不燃物のピットに入って、時間がたってから火が出たらと思うと、ぞっとしてしまいますので、ここら辺は強調するような感じでお願いしたいと思っております。1つ要望ですので、よろしくお願いいたします。

○横田会長 リチウムというのは科学的にも非常に活性の高い物質ですので、その辺を商品にするというのは、なかなかすごい決断でつくられたのだと思いますけれども、商品化するまでにもう少し慎重な配慮が必要だったんじゃないかなとは私は個人的には思います。

○橋詰委員 1点お尋ねします。神奈川県湘南東地域循環型社会形成推進計画が策定予定ということですが、さっきの説明がよく聞こえなかったのですが、それと今回の基本計画の改定の関係がよくわからない。

要は、私が知りたいのは、いわゆる広域化計画について藤沢湘南東ブロックなわけですが、県などでやっている以前の議論で、場合によってはブロック割りをさらに広げるようなことも含めた議論がされているという理解を私はしているのですが、その辺の展開がどうなっているか。今回ではなく、次回以降のご説明で結構なんですけれども、その辺も含めたご説明をどこかでいただく必要があるかなと思います。以上お願いいたします。

○菊地課長補佐 今おっしゃっていただいたごみ処理広域化のブロックの関係ですが、昨年神奈川県から、そういった広域化のブロックを変更するような案が提案されております。ただ、今うちの湘南東ブロックにつきましては、国が推進している1日当たりの処理能力300トン以上というのをクリアしているところがありますので、湘南東ブロックについては、基本的には変わらないと聞いております。ほかのブロックでは、人口が減っていたり、施設の関係で、もしかしたら、ちょっと変わる可能性はあるというのは聞いているんですけども、まだ議論の段階というところなので、正確にはわかりませんが、湘南東ブロックは変わらないと聞いております。

○横田会長 神奈川県が出すこれからの予定になっている計画ですが、このブロックの領域と湘南東ブロックの2市1町ですか、これとは違うんでしょうか、それとも全く同じなんでしょうか。

○菊地課長補佐 湘南東ブロックが2市1町なので、変わらないです。例えばほかの横須賀市さんとか、逗子市さんとか、大和市さんとか、そちらのほうで組んでいたブロックが、もしかしたら再編する可能性はあるようなんですけれども、そこはまだ議論の最中なので、どうなるかはわかりませんが、

湘南東ブロックについては、今のところ変更するというのはい聞いておりません。

○横田会長 ブロックという片仮名が県のほうに入っていないから、ちょっと違うイメージがあったのですが、これは全く同じことですね。

○菊地課長補佐 はい。すみません。

○横田会長 ほかにございましょうか。——それでは、ないようでしたらば、報告はこれで終了いたします。

(3) その他

○横田会長 では、「その他」に移りたいと思います。委員の皆さんから何かございますでしょうか。——ないようでしたらば、事務局から何かございますか。

○古澤部長 事務局からは特にございません。

○横田会長 ないようですので、本日の議題・報告は終了とさせていただきます。事務局のほうに議事をお返しいたします。

○若宮参事 会長、どうもありがとうございました。本日の議題につきましては全て終了となっております。

それでは、以上をもちまして第1回廃棄物減量等推進審議会を閉会とさせていただきます。

なお、次回、第2回の審議会につきましては、7月22日の開催を予定しておりますので、ご予定をいただきますよう、よろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

午後3時57分 閉会